

報道関係者各位

令和6年1月24日

第4期舞鶴市障害者計画・第7期舞鶴市障害福祉計画・第3期舞鶴市障害児福祉計画（案）に関するパブリック・コメントの実施について

舞鶴市では、障害福祉施策を総合的に推進していくための基本理念、基本方針等を定める「障害者計画」と障害者計画における3年間の障害福祉サービス等の提供に係る具体的な実施計画である「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」に基づき、障害福祉施策を一体的に推進しているところです。

このたび、各計画の計画期間が令和5年度末で終了するため、次期計画（案）を取りまとめ、本市パブリック・コメント手続制度に基づき、市民の皆様等からご意見を募集しますので、お知らせします。

記

1. 計画内容：「第4期舞鶴市障害者計画・第7期舞鶴市障害福祉計画・第3期舞鶴市障害児福祉計画（案）」… 別紙、概要版のとおり
2. 募集期間：令和6年1月31日（水）～ 令和6年2月29日（木）
3. 公表場所：障害福祉・国民年金課、子ども支援課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、中・西・南公民館、大浦・城南会館、まなびあむ、東・西図書館、舞鶴市身体障害者福祉センターで閲覧可。※市ホームページにも掲載。
4. 意見提出方法：
意見書（様式自由）に「第4期舞鶴市障害者計画・第7期舞鶴市障害福祉計画・第3期舞鶴市障害児福祉計画（案）に対する意見」と明記し、住所、氏名、電話番号及び意見をご記入の上、郵送か持参、ファクス、電子メール、市ホームページお問い合わせフォームより障害福祉・国民年金課または子ども支援課へ提出。匿名、電話、口頭による意見は受付できません。
5. 提出意見の取り扱い：
 - (1) 提出された意見等を考慮し、計画の最終案を作成します。
 - (2) 提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し、公表します。
なお、氏名などは公表せず、提出された個々のご意見に対して、個別の回答は行いません。

